取引説明書 (MATRIX TRADER のお客様用)対比表

平成 26 年 10 月 24 日

(赤部分は追加、赤字部分は削除箇所)

現行

変 更 後

18. 注文の種類

(1) 成行注文

特徴

約定を優先させたい場合に使用する注文です。約定を最優 先とするため、レートの指定はできません。

• 発注方法

レートは指定せず、通貨ペア、数量、売買の別、新規決済 の別を指定して発注します。

・注文の執行

当社が注文を受け付けた時点で執行され、現在レートで約 定します。

・スリッページ

相場環境や発注時点から注文が執行されるまでの時間差等 により、約定レートは、発注時点の提示レートと比較して、 有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性が あります。

注文の失効

流動性が低い場合や数量等によっては約定しないこともあります。

(2) ストリーミング注文

特徴

提示レートで約定させたい場合に使用する注文です。また、 提示レートを基準として許容できる一定の範囲(許容スリップ)内のレートで約定させたい場合にも使用する注文です。

• 発注方法

許容スリップ、通貨ペア、数量、売買の別、新規決済の別を指定して発注します。許容スリップの指定数値は呼び値の最小変動単位を1として判定いたします。提示レートで買いたいまたは売りたい場合の許容スリップは0となります。ただし、使用機器のフリーズ等により、提示レートが更新されていない等の理由によって、発注時点における表示レートが最新レートではない場合、提示レートで発注したつもりであっても、提示レートと約定レートは差異が生じる可能性があります。

18. 注文の種類

(1) 成行注文

特徴

約定を優先させたい場合に使用する注文です。約定を最優 先とするため、レートの指定はできません。

• 発注方法

レートは指定せず、通貨ペア、数量、売買の別、<mark>両建ありなし新規決済</mark>の別を指定して発注します。

・注文の執行

当社が注文を受け付けた時点で執行され、現在レートで約 定します。

・スリッページ

相場環境や発注時点から注文が執行されるまでの時間差等 により、約定レートは、発注時点の提示レートと比較して、 有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性が あります。

注文の失効

流動性が低い場合や数量等によっては約定しないこともあります。

- (2) ストリーミング注文
 - 特徴

提示レートで約定させたい場合に使用する注文です。また、 提示レートを基準として許容できる一定の範囲(許容スリップ)内のレートで約定させたい場合にも使用する注文です。

• 発注方法

許容スリップ、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなし新規決済の別を指定して発注します。許容スリップの指定数値は呼び値の最小変動単位を1として判定いたします。提示レートで買いたいまたは売りたい場合の許容スリップは0となります。ただし、使用機器のフリーズ等により、提示レートが更新されていない等の理由によって、発注時点における表示レートが最新レートではない場合、提示レートで発注したつもりであっても、提示レートと約定レートは差異が生じる可能性があります。

注文の執行

当社が注文を受け付けた時点で執行し、現在レートで約定します。

・スリッページ

許容スリップ 0 の場合、現在レートが発注時点の提示レートと同一レートでなければ、約定しないため、スリッページすることはありません。許容スリップ 1 以上の場合、相場環境や発注時点から注文が執行されるまでの時間差等により、約定レートは、発注時点の提示レートと比較して、許容スリップの範囲内で有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

・注文の失効

許容スリップ 0 の場合、現在レートが発注時点の提示レートと同一レートでなければ、約定することはありません。 許容スリップ 1 以上の場合、現在レートが許容スリップの 範囲を超えて、約定することはありません。

(3) 指值注文

特徴

指定したレートで約定させたい場合に使用する注文です。

• 発注方法

レート、通貨ペア、数量、売買の別、新規決済の別を指定 して発注します。ただし、現在レートから別表1に定める 指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはでき ません。指定できるレートは、買い注文の場合、現在レー トよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値 を下回る安いレートとなります。売り注文の場合、現在レ ートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数 値を上回る高いレートとなります。

・注文の執行

指定したレートが提示された時点で執行し、指定したレートで約定します。ただし、月曜日の始値(取引開始時に提示されるレート)が指定したレートに達している場合、指定したレートではなく、始値のレートで約定します。

・スリッページ

変 更 後

・注文の執行

当社が注文を受け付けた時点で執行し、現在レートで約定します。

・スリッページ

許容スリップ 0 の場合、現在レートが発注時点の提示レートと同一レートでなければ、約定しないため、スリッページすることはありません。許容スリップ 1 以上の場合、相場環境や発注時点から注文が執行されるまでの時間差等により、約定レートは、発注時点の提示レートと比較して、許容スリップの範囲内で有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

・注文の失効

許容スリップ 0 の場合、現在レートが発注時点の提示レートと同一レートでなければ、約定することはありません。 許容スリップ 1 以上の場合、現在レートが許容スリップの 範囲を超えて、約定することはありません。

(3) 指値注文

・特徴

指定したレートで約定させたい場合に使用する注文です。

• 発注方法

新規注文の場合、レートまたは提示レートとのレート差、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなし新規決済の別、期限を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象を選んで、レート、提示レートまたは決済対象の約定価格とのレート差、予想損益のうちのいずれか1つ、数量、期限を指定て発注します。ただし、提示現在レートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指定できるレートは、買い注文の場合、提示現在レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を下回る安いレートとなります。売り注文の場合、提示現在レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を上回る高いレートとなります。

・注文の執行

指定したレートが提示された時点で執行し、指定したレートで約定します。ただし、月曜日の始値(取引開始時に提示されるレート)が指定したレートに達している場合、指定したレートではなく、始値のレートで約定します。

・スリッページ

指定したレートが提示された場合、指定したレートで約定するため、有利なほうにも不利なほうにもスリッページすることはありません。ただし、月曜日の始値(取引開始時に提示されるレート)が指定したレートに達している場合を除く。

・注文の失効

指定したレートが提示されない限り、注文自体が執行しないため、失効することはありませんが、21に定める注文期限が到来した場合は失効します。

(4) 逆指値注文

特徴

指定したレート以上になったら成行注文で買いたい、また は指定したレート以下になったら成行注文で売りたい場合 に使用する注文です。

• 発注方法

レート、通貨ペア、数量、売買の別、新規決済の別を指定して発注します。ただし、提示レートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指定できるレートは、買い注文の場合、現在レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を上回る高いレートとなります。売り注文の場合、現在レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を下回る安いレートとなります。

注文の執行

現在レートが指定したレートに達した後、成行注文として 執行され、現在レートで約定します。

・スリッページ

注文の執行時においては成行注文として執行され、現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは、 指定したレートと比較して、有利なほうにも不利なほうに もスリッページする可能性があります。

・注文の失効

指定したレートに達しない限り、注文自体が執行しないため、失効することはありませんが、21 に定める注文期限が

変 更 後

指定したレートが提示された場合、指定したレートで約定するため、有利なほうにも不利なほうにもスリッページすることはありません。ただし、月曜日の始値(取引開始時に提示されるレート)が指定したレートに達している場合を除く。

・注文の失効

指定したレートが提示されない限り、注文自体が執行しないため、失効することはありませんが、2221に定める注文期限が到来した場合は失効します。

(4) 逆指值注文

特徴

指定したレート以上になったら成行注文で買いたい、また は指定したレート以下になったら成行注文で売りたい場合 に使用する注文です。

• 発注方法

新規注文の場合、レートまたは提示レートとのレート差、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなし新規決済の別、期限を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象を選んで、レート、提示レートまたは決済対象の約定価格とのレート差、予想損益のうちのいずれか1つ、数量、期限を指定て発注します。ただし、提示現在レートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指定できるレートは、買い注文の場合、提示現在レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を下回る安いレートとなります。売り注文の場合、提示現在レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を上回る高いレートとなります。

注文の執行

現在レートが指定したレートに達した後、成行注文として 執行され、現在レートで約定します。

・スリッページ

注文の執行時においては成行注文となりして執行され、現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは、指定したレートと比較して、有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

・注文の失効

指定したレートに達しない限り、注文自体が執行しないため、失効することはありませんが、2221に定める注文期限

到来した場合は失効します。

(5) トレール注文

・特徴

保有ポジションに対する決済の逆指値注文の1つで、トレールストップ(トレールは、「追従」の意。ストップは、「逆指値」の意。) ともいい、レートの変動に応じて逆指値を自動的に変更していく注文です。買いポジションを保有している場合、発注後の高値から設定したトレール幅の数値分下がった時点の売り逆指値注文です。売りポジションを保有している場合、発注後の安値から設定したトレール幅の数値分上がった時点の買い逆指値注文です。

· 発注方法

決済したい保有ポジションとトレール幅を指定して発注します。ただし、提示レートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。

注文の執行

現在レートが指定したレートに達した後、成行注文として 執行され、現在レートで約定します。

・スリッページ

注文の執行時においては成行注文となり、現在レートで約 定するため、相場環境等により、約定レートは、有利なほ うにも不利なほうにもスリッページする可能性がありま す。

・注文の失効

指定したレートに達しない限り、注文自体が執行しないため、失効することはありませんが、21に定める注文期限が到来した場合は失効します。

(6) 時間指定成行注文

特徴

指定した時間に成行注文を発注させたい場合に使用する注 文です。

• 発注方法

レートを指定せず、通貨ペア、数量、売買の別、新規決済 の別、時間を指定して発注します。ただし、時間は、別表 2に定める時間を指定することはできません。

変 更 後

が到来した場合は失効します。

(5) トレール注文

特徴

保有ポジションに対する決済の逆指値注文の1つで、トレールストップ(トレールは、「追従」の意。ストップは、「逆指値」の意。)ともいい、レートの変動に応じて逆指値を自動的に変更していく注文です。買いポジションを保有している場合、発注後の高値から設定したトレール幅の数値分下がった時点の売り逆指値注文です。売りポジションを保有している場合、発注後の安値から設定したトレール幅の数値分上がった時点の買い逆指値注文です。

• 発注方法

決済対象、決済したい保有ポジションとトレール幅、数量、 期限を指定して発注します。ただし、提示レートから別表 1に定める指値・逆指値不可の範囲内のトレール幅レート を指定することはできません。

・注文の執行

現在レートが指定されたしたレート(設定したトレール幅 とレートの変動によって自動的に変更される逆指値)に達 した後、成行注文として執行され、現在レートで約定しま す。

・スリッページ

注文の執行時においては成行注文となり、現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは、<mark>指定されたレートと比較して、</mark>有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

・注文の失効

現在レートが指定されたしたレートに達しない限り、注文 自体が執行しないため、失効することはありませんが、2221 に定める注文期限が到来した場合は失効します。

(6) 時間指定成行注文

特徴

指定した時間に成行注文を発注させたい場合に使用する注 文です。

• 発注方法

新規注文の場合、レートを指定せず、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなし新規決済の別、日付、時間を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象を選んで、レー

変 更 後

トを指定せず、数量、日付、時間を指定して発注します。 ただし、時間は、別表2に定める時間を指定することはできません。また、新規で時間指定成行注文を発注する場合、 決済注文を同時に発注しておくこともでき、決済注文は決済pip差指値注文、決済pip差逆指値注文またはトレール 注文から選び、新規注文の約定価格とのpip差(決済pip差)またはトレール幅を指定します。

・注文の執行

指定した時間に成行注文が執行され、現在レートで約定します。

・スリッページ

現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

・注文の失効

流動性が低い場合や数量等によっては約定しないこともあります。

(7) 時間指定指値注文

特徴

指定した時間までは指定したレートで約定させたいが、指 定した時間までに約定しなければ、成行注文を発注する注 文です。

• 発注方法

レート、通貨ペア、数量、売買の別、新規決済の別、時間を指定して発注します。ただし、提示レートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指定できるレートは、買い注文の場合、現在レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を下回る安いレートとなります。売り注文の場合、現在レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を上回る高いレートとなります。別表2に定める時間を指定することはできません。

・注文の執行

指定した時間に成行注文が執行され、現在レートで約定します。

・スリッページ

現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

・注文の失効 流動性が低い場合や数量等によっては約定しないこともあ ります。

(7) 時間指定指値注文

特徴

指定した時間までは指定したレートで約定させたいが、指 定した時間までに約定しなければ、成行注文を発注する注 文です。

• 発注方法

新規注文の場合、レートまたは提示レートとのレート差、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなし新規決済の別、日付、時間を指定して発注します。決済注文の場合、決済対象を選んで、レート、提示レートまたは決済対象の約定価格とのレート差、予想損益のうちのいずれか1つ、数量、日付、時間を指定して発注します。ただし、提示レートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指定できるレートは、(3) 指値注文をご参照ください。 買い注文の場合、現在レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を下回る実いレートとなります。売り注文の場合、現在レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を上回る高いレートとなります。別表2に定める時間を指定することはできません。また、新規で時間指定指値注文を発注する場合、決済注文を同時に発注しておくこともでき、

変 更 後

・注文の執行

指定した時間までに指定したレートが提示された場合、指値注文が執行し、指定したレートで約定します。指定した時間までに指定したレートが提示されなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となり、現在レートで約定します。

・スリッページ

指値注文は、指定したレートが提示された場合、指定したレートで約定するため、有利なほうにも不利なほうにもスリッページすることはありません。指定したレートが提示されなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となり、現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

注文の失効

指値注文は、指定したレートが提示されない限り、注文自体が執行されないため、失効しませんが、指定した時間までに約定しなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となるため、流動性によっては約定しないこともあります。

(8) 時間指定逆指値注文

特徴

指定した時間までは指定したレート以上になったら成行注 文で買いたい、または指定したレート以下になったら成行 注文で売りたいが、指定した時間までに約定しなければ、 成行注文を発注する注文です。

• 発注方法

レート、通貨ペア、数量、売買の別、新規決済の別、時間を指定して発注します。ただし、提示レートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指定できるレートは、買い注文の場合、現在レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を上回る高いレートとなります。売り注文の場合、現在レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を下回る安いレートとなります。別表2に定める

決済注文は決済 pip 差指値注文、決済 pip 差逆指値注文またはトレール注文から選び、新規注文の約定価格との pip 差 (決済 pip 差) またはトレール幅を指定します。

注文の執行

指定した時間までに指定したレートが提示された場合、指値注文が執行し、指定したレートで約定します。指定した時間までに指定したレートが提示されなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となり、現在レートで約定します。

・スリッページ

指値注文は、指定したレートが提示された場合、指定したレートで約定するため、有利なほうにも不利なほうにもスリッページすることはありません。指定したレートが提示されなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となり、現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可能性があります。

・注文の失効

指値注文は、指定したレートが提示されない限り、注文自体が執行されないため、失効しませんが、指定した時間までに約定しなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となるため、流動性が低い場合や数量等によっては約定しないこともあります。

(8) 時間指定逆指値注文

特徴

指定した時間までは指定したレート以上になったら成行注 文で買いたい、または指定したレート以下になったら成行 注文で売りたいが、指定した時間までに約定しなければ、 成行注文を発注する注文です。

• 発注方法

新規注文の場合、レートまたは提示レートとのレート差、 通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなし新規決済の別、 日付、時間を指定して発注します。決済注文の場合、決済 対象を選んで、レート、提示レートまたは決済対象の約定 価格とのレート差、予想損益のうちのいずれか1つ、数量、 日付、時間を指定して発注します。ただし、提示レートか ら別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指 定することはできません。指定できるレートは、(4)逆指

時間を指定することはできません。

注文の執行

指定した時間までに現在レートが指定したレートに達した場合、逆指値注文が成行注文として執行し、現在レートで約定します。指定した時間までに現在レートが指定したレートに達しなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となり、現在レートで約定します。

・スリッページ

逆指値注文は、注文の執行時においては成行注文となり、 現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは、指定したレートと比較して、有利なほうにも不利な ほうにもスリッページする可能性があります。指定したレートに達しなかった場合、指定した時間に達した時点で成 行注文となり、現在レートで約定するため、相場環境等に より、有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可 能性があります。

・注文の失効

逆指値注文は、指定したレートに達しない限り、注文自体 が執行しないため、失効しませんが、指定した時間までに 約定しなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注 文となるため、流動性によっては約定しないこともありま す。

(9) IF-DONE (イフダン) 注文

特徴

新規注文とそれに対する決済注文を出しておきたい場合に使用する注文です。新規(IF)の注文の種類は、成行注文、指値注文、逆指値注文となり、決済(DONE)の注文の種類は、指値注文、逆指値注文(トレール注文を含む)となります。新規注文が約定した時点で、決済注文が有効となり

変 更 後

値注文をご参照ください。 買い注文の場合、現在レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を上回る高いレートとなります。売り注文の場合、現在レートよりも別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を下回る安いレートとなります。別表2に定める時間を指定することはできません。また、新規で時間指定逆指値注文を発注する場合、決済注文を同時に発注しておくこともでき、決済注文は決済 pip 差指値注文、決済 pip 差逆指値注文またはトレール注文から選び、新規注文の約定価格とのpip 差 (決済 pip 差) またはトレール幅を指定します。

・注文の執行

指定した時間までに現在レートが指定したレートに達した場合、逆指値注文が成行注文として執行し、現在レートで約定します。指定した時間までに現在レートが指定したレートに達しなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となり、現在レートで約定します。

・スリッページ

逆指値注文は、注文の執行時においては成行注文となり、 現在レートで約定するため、相場環境等により、約定レートは、指定したレートと比較して、有利なほうにも不利な ほうにもスリッページする可能性があります。指定したレ ートに達しなかった場合、指定した時間に達した時点で成 行注文となり、現在レートで約定するため、相場環境等に より、有利なほうにも不利なほうにもスリッページする可 能性があります。

注文の失効

逆指値注文は、指定したレートに達しない限り、注文自体が執行しないため、失効しませんが、指定した時間までに約定しなかった場合、指定した時間に達した時点で成行注文となるため、流動性が低い場合や数量等によっては約定しないこともあります。

(9) IF-DONE (イフダン) 注文

特徴

新規注文とそれに対する決済注文を出しておきたい場合に使用する注文です。新規(IF)の注文の種類は、成行注文、指値注文、逆指値注文となり、決済(DONE)の注文の種類は、指値注文、逆指値注文(トレール注文を含む)となります。新規注文が約定した時点で、決済注文が有効となり

ます。

• 発注方法

レート、通貨ペア、数量、売買の別を指定して発注します。 ただし、提示レートから別表1に定める指値・逆指値不可 の範囲内のレートを指定することはできません。指値注文 で指定できるレートは、(3) 指値注文をご参照ください。 逆指値注文で指定できるレートは、(4) 逆指値注文をご参 照ください。また、決済注文で指定できるレートは、新規 注文で指定したレートから別表1に定める指値・逆指値不 可の範囲内の数値を上回るまたは下回るレートとなりま す。

・注文の執行

成行注文の執行については、(1) 成行注文をご参照ください。指値注文の執行については、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文の執行については、(4) 逆指値注文をご参照ください。

・スリッページ

成行注文のスリッページについては、(1) 成行注文をご参照ください。指値注文のスリッページについては、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文のスリッページについては、(4) 逆指値注文をご参照ください。

・注文の失効

成行注文の失効については、(1) 成行注文をご参照ください。指値注文の失効については、(3) 指値注文をご参照く

変 更 後

ます。

· 発注方法

新規注文(IF)を指値注文または逆指値注文とした場合、 新規注文(IF)はレートまたは提示レートとのレート差、 通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、期限を指 定し、決済注文 (DONE) を指値注文または逆指値注文とし た場合、レートまたは新規注文(IF)の約定価格との pip 差(決済pip差)を指定し、トレール注文とした場合、ト レール幅を指定して発注します。新規注文(IF)を成行注 文とした場合、新規注文 (IF) はレートを指定せず、通貨 ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別を指定し、決済 注文(DONE)を指値注文または逆指値注文とした場合、レ ートを指定し、トレール注文とした場合、トレール幅を指 定して発注します。ただし、提示レートから別表1に定め る指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはで きません。指値注文で指定できるレートは、(3) 指値注文 をご参照ください。トレール注文で指定できるレートは、 (5) トレール注文をご参照ください。逆指値注文で指定で きるレートは、(4) 逆指値注文をご参照ください。また、 決済注文で指定できるレートは、新規注文で指定したレー トから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内の数値を 上回るまたは下回るレートとなります。

・注文の執行

成行注文の執行については、(1) 成行注文をご参照ください。指値注文の執行については、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文の執行については、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文の執行については、(5) トレール注文をご参照ください。

・スリッページ

成行注文のスリッページについては、(1) 成行注文をご参照ください。指値注文のスリッページについては、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文のスリッページについては、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文のスリッページについては、(5) トレール注文をご参照ください。

・注文の失効

成行注文の失効については、(1) 成行注文をご参照ください。指値注文の失効については、(3) 指値注文をご参照く

ださい。逆指値注文の失効については、(4)逆指値注文を ご参照ください。なお、新規注文が取り消された場合また は21に定める注文期限の到来により失効となった場合、決 済注文は自動的に失効となります。

(10) 000 (オーシーオー) 注文

特徴

2つの異なる注文を同時に発注し、一方の注文が約定した時点で、他方の注文は自動的に失効させたい場合に使用する注文です。

新規注文の場合、「買いの指値注文と売りの指値注文」「買いの逆指値注文と売りの逆指値注文」「買いの指値注文と買いの逆指値注文」「売りの指値注文と売りの逆指値注文」の組み合わせから選ぶことができます。

決済注文の場合、「買いの指値注文と買いの逆指値注文(トレール注文を含む)」「売りの指値注文と売りの逆指値注文(トレール注文を含む)」の組み合わせから選ぶことができます。

• 発注方法

レート、通貨ペア、数量、売買の別、新規決済の別を指定 して発注します。ただし、提示レートから別表1に定める 指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはでき ません。指値注文で指定できるレートは、(3) 指値注文を ご参照ください。逆指値注文で指定できるレートは、(4) 逆指値注文をご参照ください。

・注文の執行

指値注文の執行については、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文の執行については、(4) 逆指値注文をご参照ください。

・スリッページ

ださい。逆指値注文の失効については、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文の失効については、(5) トレール注文をご参照ください。なお、新規注文が取り消された場合または2221に定める注文期限の到来により失効となった場合、決済注文は自動的に失効となります。

(10) 000 (オーシーオー) 注文

特徴

2つの異なる注文を同時に発注し、一方の注文が約定した時点で、他方の注文は自動的に失効させたい場合に使用する注文です。

新規注文の場合、「買いの指値注文と売りの指値注文」「買いの逆指値注文と売りの逆指値注文」「買いの指値注文と買いの逆指値注文」「売りの指値注文と売りの逆指値注文」の組み合わせから選ぶことができます。

決済注文の場合、「買いの指値注文と買いの逆指値注文(トレール注文を含む)」「売りの指値注文と売りの逆指値注文(トレール注文を含む)」の組み合わせから選ぶことができます。

· 発注方法

新規注文の場合、レートまたは提示レートとのレート差、通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなし新規決済の別、期限を指定して発注します。決済注文の場合、指値注文と逆指値注文の組み合わせでは決済対象を選んで、レート、提示レートまたは約定価格とのレート差、予想損益のうちのいずれか1つ、数量、期限を指定して発注します。また、逆指値注文ではなく、トレール注文とした場合、トレール幅を指定します。ただし、提示レートから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを指定することはできません。指値注文で指定できるレートは、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文で指定できるレートは、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文で指定できるレートは、(5) トレール注文をご参照ください。

・注文の執行

指値注文の執行については、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文の執行については、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文の執行については、(5) トレール注文をご参照ください。

・スリッページ

指値注文のスリッページについては、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文のスリッページについては、(4) 逆指値注文をご参照ください。

・注文の失効

指値注文の失効については、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文の失効については、(4) 逆指値注文をご参照ください。なお、一方の注文が約定した時点で他方の注文は自動的に失効となります。

(11) IF-0C0 (イフーオーシーオー) 注文

特徴

IF-DONE 注文と 0C0 注文を組み合わせた注文で、1 つの新規注文とそれに対応する 2 つの決済注文を出しておきたい場合に使用する注文です。新規 (IF) の注文の種類は、成行注文、指値注文、逆指値注文となり、決済 (0C0) の注文の種類は、指値注文、逆指値注文 (トレール注文を含む)となります。新規注文が約定した時点で、決済注文が有効となり、決済 (0C0) 注文の一方が約定した時点で、他方の注文は自動的に失効となります。

• 発注方法

レート、通貨ペア、数量、売買の別を指定して発注します。 ただし、提示レートから別表1に定める指値・逆指値不可 の範囲内のレートを指定することはできません。指値注文 で指定できるレートは、(3) 指値注文をご参照ください。 逆指値注文で指定できるレートは、(4) 逆指値注文をご参 照ください。また、決済注文で指定できるレートは、新規 注文で指定したレートから別表1に定める指値・逆指値不 可の範囲内の数値を上回るまたは下回るレートとなりま す。

変 更 後

指値注文のスリッページについては、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文のスリッページについては、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文のスリッページについては、(5) トレール注文をご参照ください。

注文の失効

指値注文の失効については、(3) 指値注文をご参照ください。逆指値注文の失効については、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文の失効については、(5) トレール注文をご参照ください。なお、一方の注文が約定した時点で他方の注文は自動的に失効となります。

(11) IF-0C0 (イフ-オーシーオー) 注文

・特徴

IF-DONE 注文と 0C0 注文を組み合わせた注文で、1 つの新規注文とそれに対応する 2 つの決済注文を出しておきたい場合に使用する注文です。新規 (IF) の注文の種類は、成行注文、指値注文、逆指値注文となり、決済 (0C0) の注文の種類は、指値注文、逆指値注文 (トレール注文を含む)となります。新規注文が約定した時点で、決済注文が有効となり、決済 (0C0) 注文の一方が約定した時点で、他方の注文は自動的に失効となります。

• 発注方法

新規注文(IF)を指値注文または逆指値注文とした場合、 新規注文(IF)はレートまたは提示レートとのレート差、 通貨ペア、数量、売買の別、両建ありなしの別、期限を指 定し、決済注文(0C0)を指値注文と逆指値注文とした場合、 レートまたは新規注文 (IF) の約定価格との pip 差 (決済 pip 差)を指定し、トレール注文とした場合、トレール幅 を指定して発注します。新規注文(IF)を成行注文とした 場合、新規注文(IF)はレートを指定せず、通貨ペア、数 量、売買の別、両建ありなしの別を指定し、決済注文(OCO) を指値注文と逆指値注文とした場合、レートを指定し、ト レール注文とした場合、トレール幅を指定して発注します。 ただし、提示レートから別表1に定める指値・逆指値不可 の範囲内のレートを指定することはできません。指値注文 で指定できるレートは、(3) 指値注文をご参照ください。 逆指値注文で指定できるレートは、(4) 逆指値注文をご参 照ください。トレール注文で指定できるレートは、(5)ト レール注文をご参照ください。また、決済注文で指定でき

後

・注文の執行

成行注文の執行については、(1) 成行注文をご参照くださ い。指値注文の執行については、(3)指値注文をご参照く ださい。逆指値注文の執行については、(4)逆指値注文を ご参照ください。

・スリッページ

成行注文のスリッページについては、(1)成行注文をご参 照ください。指値注文のスリッページについては、(3)指 値注文をご参照ください。逆指値注文のスリッページにつ いては、(4) 逆指値注文をご参照ください。

・注文の失効

成行注文の失効については、(1) 成行注文をご参照くださ い。指値注文の失効については、(3) 指値注文をご参照く ださい。逆指値注文の失効については、(4)逆指値注文を ご参照ください。なお、新規注文が取り消された場合また は21に定める注文期限の到来により失効となった場合、決 済注文は失効となります。また、決済(000)注文のうち、 一方の注文が約定した時点で他方の注文は自動的に失効と なります。

(12) ~ (15) 新設

るレートは、新規注文で指定したレートから別表1に定め る指値・逆指値不可の範囲内の数値を上回るまたは下回る レートとなります。

更

変

注文の執行

成行注文の執行については、(1)成行注文をご参照くださ い。指値注文の執行については、(3)指値注文をご参照く ださい。逆指値注文の執行については、(4)逆指値注文を ご参照ください。トレール注文の執行については、(5)ト レール注文をご参照ください。

・スリッページ

成行注文のスリッページについては、(1) 成行注文をご参 照ください。指値注文のスリッページについては、(3)指 値注文をご参照ください。逆指値注文のスリッページにつ いては、(4) 逆指値注文をご参照ください。トレール注文 の失効については、(5)トレール注文をご参照ください。

注文の失効

成行注文の失効については、(1) 成行注文をご参照くださ い。指値注文の失効については、(3) 指値注文をご参照く ださい。逆指値注文の失効については、(4)逆指値注文を ご参照ください。トレール注文の失効については、(5)ト レール注文をご参照ください。なお、新規注文が取り消さ れた場合または2221に定める注文期限の到来により失効 となった場合、決済注文は失効となります。また、決済(000) 注文のうち、一方の注文が約定した時点で他方の注文は自 動的に失効となります。

(12) ワンクリック注文

ワンクリック注文とは、レートパネルやレート一覧の BID またはASK をクリックするだけで成行注文を発注することが できる機能のことです。初期設定では通常注文(注文画面に て注文方法を選択し、確認画面で選択した条件を最終確認し た後、発注する。)となっているため、ワンクリック注文を 使用する場合、通常注文から設定を変更する必要があります。 レートパネルまたはレート一覧、もしくはその両方でワンク リック注文を選択することができます。ワンクリック注文を 選択した場合、BID または ASK をクリックすると確認画面な しで注文が発注されるため、誤発注の危険が高まります。BID または ASK をクリックする前に、必ずレートパネルまたはレ ート一覧の表示をご確認ください。なお、成行注文の詳細に

現行	変 更 後
	ついては、(1)成行注文をご参照ください。
	(13) ワンクリック決済
	ワンクリック決済とは、ポジション一覧またはポジション
	集計の「即決済」ボタンをクリックするだけで決済の成行注
	文が発注される機能のことで、初期設定では、無効となって
	います。なお、成行注文の詳細については、(1) 成行注文を
	ご参照ください。
	(14) ワンクリックドテン注文
	ワンクリックドテン注文とは、ポジション一覧の「ドテン」
	ボタンをクリックするだけで保有ポジションの決済の成行注
	文と反対方向の同数量の新規の成行注文を発注する機能で、
	初期設定では無効となっています。ワンクリックドテン注文
	を利用して、発注した場合であっても、相場環境等によって
	は、決済約定価格と新規約定価格が同一の価格とならない場
	合や保有ポジションのみ決済され、新規注文が不成立となり、
	ドテン注文とならない場合があります。なお、成行注文の詳
	細については、(1)成行注文をご参照ください。
	(15) 決済 pip 差注文
	決済 pip 差注文とは、新規注文と同時に発注できる決済注
	文のひとつで、あらかじめ指定しておいた pip 差を新規注文
	と同時に設定して発注します。新規注文の約定価格から指定
	した pip 差分のレートが決済指値または決済逆指値(トレー
	ル注文を含む)の指定レートとなります。ただし、提示レー
	トから別表1に定める指値・逆指値不可の範囲内のレートを
	指定することはできません。
	(16) トリガー注文
	トリガー注文とは、トリガー価格を指定して発注する指値
	注文、逆指値注文、トレール注文のことです。トリガー価格

19. 金額指定全決済

金額指定全決済とは、取引口座全体の評価損益が指定した金額に達した時点ですべての保有ポジションに対し、決済の成行注文が発注される機能のことをいいます。初期設定では無効となっているため、有効にする場合、評価損益の上限の額または下限の額もしくはその両方の額を指定します。なお、金額指定全決済を有効にした状態での新規約定および決済約定によっ

を指定した場合、提示レートがトリガー価格に達した時点で 指値注文、逆指値注文、トレール注文が有効となります。

→	<i>-</i>			
現	7-		変	#
<i>μπ</i> .	11		1/2	4

て、評価損益が指定した金額に達した時点で金額指定全決済は 執行し、すべての保有ポジションに対し、決済の成行注文が発 注されますので、金額指定全決済の設定後に新規および決済注 文を発注される場合、必ず金額指定全決済で指定した金額と現 在の評価損益の金額をご確認ください。なお、金額指定全決済 を設定後、設定した金額指定全決済が発動した場合およびロス カットが執行した場合、金額指定全決済の設定は解除されます が、手動によって全決済をされた場合、解除されない仕様とな ります。

後

19. 決済順序

ポジションを指定しないで決済注文を発注する場合の順序 は、発注ごとに約定日時の古い順 (FIFO) または約定日時の新 しい順(LIFO)のどちらかを選ぶことができます。ただし、発 注後、約定日時の古い順(FIFO)から約定日時の新しい順(LIFO)、 またはその逆への変更ができないため、変更する場合は、発注 を一旦取り消して、改めて発注してください。なお、初期設定 は約定日時の古い順(FIFO)となります。また、予めポジショ ンを指定して決済注文を発注することもできます。

2010. 決済順序

ポジションを指定しないで決済注文を発注する場合の順序 は、発注ごとに約定日時の古い順(FIFO)または約定日時の新 しい順(LIFO)のどちらかを選ぶことができます。さらに指定 決済注文が入っているポジションの順序を後回しにすることも できます。ただし、発注後、約定日時の古い順(FIFO)から約 定日時の新しい順(LIFO)、またはその逆への変更および指定 決済注文が入っているポジションの順序の後回しを解除するこ とができないため、変更または解除する場合は、発注を一旦取 り消して、改めて発注してください。なお、初期設定は約定日 時の古い順(FIFO)での決済となります。また、予めポジショ ンを指定して決済注文を発注することもできます。なお、後回 しを選択している場合であっても、ロスカット等の決済を回避 するものではありません。

20. 注文の優先度~40. 注文の優先度

21. 注文の優先度~41. 取引説明書

平成 26 年 8 月 25 日現在

平成 26 年 10 月 27 日